

第 8 回十勝中央合併協議会議案

日時 平成16年 8月10日（火）午後 2 時

会場 幕別町札内福祉センター

議案の提出について

報告第19号 新町建設計画小委員会の報告について

協議第27号 使用料・手数料等の取扱いについて

上記議案を別紙のとおり提出する。

平成16年 8月10日

十勝中央合併協議会会長 岡田 和夫

報告第19号

新町建設計画小委員会の報告について

十勝中央合併協議会小委員会規程第9条の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 第8回新町建設計画小委員会

(1) 開催日時及び開催場所

開催日時 平成16年8月2日(月曜日)

午後2時開会 午後3時35分閉会

開催場所 忠類村コミュニティセンター 大ホール

(2) 出席委員数 18名中 16名出席

(3) 会議内容

新町建設計画案について

新町建設計画案の第1章から第3章について、協議を行い、原案のとおり決定した。

財政シミュレーションについて

合併しなかった場合と合併した場合の財政シミュレーションについて、考え方及び推計方法の説明を受け、説明資料の文言を一部修正のうえ、推計結果について原案のとおり決定した。

2 新町建設計画の検討経過(中間報告)について

第8回新町建設計画小委員会で決定した将来人口・世帯数等の推計及び財政シミュレーションについて、別紙のとおり報告する。

(別紙) 将来人口・世帯数等の推計及び財政シミュレーションについて

1 将来人口・世帯数等の推計

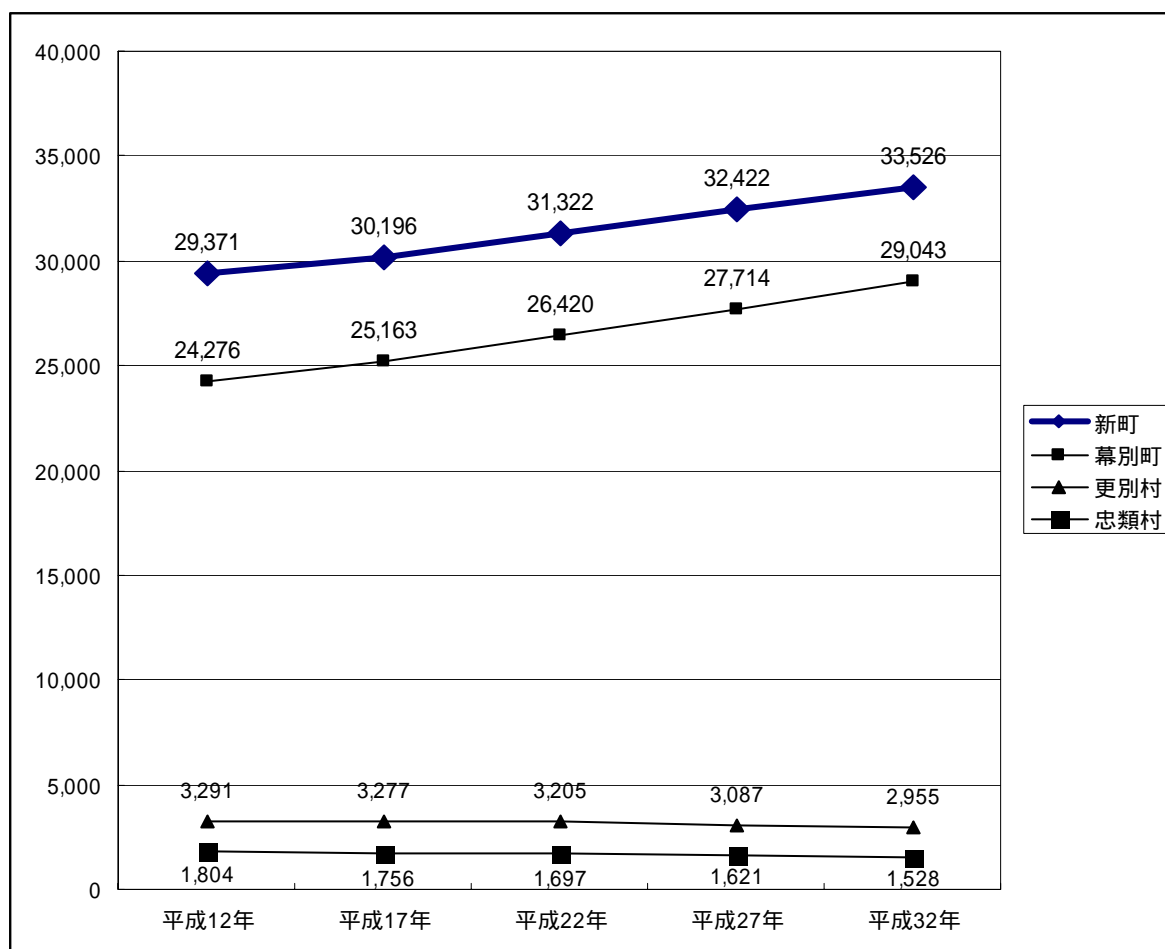
財政シミュレーションの前提となる将来の人口を、国勢調査人口を基礎として推計すると、平成32年の人口は約3万3,500人で、平成12年の3町村合計と比べると、14.1%の増となります。

また、65歳以上の高齢人口の総人口に占める割合は28.3%となり、平成12年と比べると、総人口に占める割合は10ポイント程度上昇することとなります。

1世帯当たりの人員数も2.2人と、核家族化が一層進展します。

【将来人口の推移】

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	推計方法
新町	29,371	30,196	31,322	32,422	33,526	
幕別町	24,276	25,163	26,420	27,714	29,043	都市計画マスタープラン
更別村	3,291	3,277	3,205	3,087	2,955	国立社会保障・人口問題研究所
忠類村	1,804	1,756	1,697	1,621	1,528	コーホート変化率法



平成12年は国勢調査人口。平成17年以降は推計人口。

【世帯数等の推移】

区 分		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年
年 少 人 口 (0～14 歳)	人 数	4,797	4,881	5,013	4,944	4,589
	構成比	16.3	16.2	16.0	15.2	13.7
生 産 年 齢 人 口 (15～64 歳)	人 数	18,883	18,860	19,116	18,998	19,460
	構成比	64.3	62.5	61.0	58.6	58.0
老 年 人 口 (65 歳以上)	人 数	5,668	6,455	7,193	8,481	9,477
	構成比	19.3	21.4	23.0	26.2	28.3
世 帯 数		10,435	11,246	12,426	13,760	15,296
1 世帯あたり人員		2.8	2.7	2.5	2.4	2.2

2 財政シミュレーション
別冊のとおり

協議第21号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	9 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
<p>新町において1つの農業委員会に統合するよう調整する。なお、統合するまでの間は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第34条第1項の規定を適用し、現行の町村の区域ごとに、3つの農業委員会を設置する。</p> <p>1つの農業委員会とする時には、同法第10条の2第2項の規定を適用し、合併前の町村の区域ごとに選挙区を設置するものとする。なお、その定数については、新町において調整する。</p>	

協議第22号

保健・医療事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-7 保健・医療事業の取扱い
<p>1 健康増進計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 保健事業の各制度については、次の区分により調整する。なお、利用料等の住民負担については、適正な料金のあり方等について調整する。</p> <p style="padding-left: 40px;">現行のとおり新町に引き継ぐもの</p> <p style="padding-left: 40px;">合併時に統合するもの</p> <p style="padding-left: 40px;">合併時に再編するもの</p> <p style="padding-left: 40px;">新町において再編するもの</p> <p>3 診療所及び歯科診療所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>4 老人医療費助成事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>5 重度心身障害者医療費助成事業及びひとり親家庭等医療費助成事業については、幕別町及び更別村の例により合併時に統合する。</p> <p>6 乳幼児医療費助成事業については、幕別町の例により合併時に統合する。</p>	

協議第23号

農林水産関係事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-14 農林水産関係事業の取扱い
<ol style="list-style-type: none">1 農業振興地域整備計画、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想及び地域農業マスタープランについては、新町において策定する。ただし、新計画等が策定されるまでの間は、現計画等を新町に引き継ぎ運用する。2 農畜産物加工実習施設及び農作物試験展示圃場については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、農作物試験展示圃場の施設のあり方については、新町において調整する。3 標準小作料については、新町において再編する。4 農業後継者育成奨学金貸付事業については、合併時に廃止する。ただし、合併前に決定した貸付については、新町に引き継ぐものとする。5 農業ゆとりみらい総合資金貸付事業については、合併時に再編する。6 結婚祝金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。7 酪農・肉用牛近代化計画及び飼料増産推進計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。8 町村有牧場については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、施設のあり方については、統廃合を含め、新町において調整する。9 農業農村整備事業管理計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。10 森林整備計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。11 町村有林整備事業については、新町において再編する。12 育苗センターについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。	

協議第24号

商工労働観光関係事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-15 商工労働観光関係事業の取扱い
	<ol style="list-style-type: none">1 中小企業融資事業については、合併時に再編する。ただし、合併前に決定した融資については、新町に引き継ぐものとする。2 中小企業利子等補給事業については、中小企業融資事業として、合併時に再編する。3 小規模企業振興資金貸付事業については、合併時に廃止する。4 勤労者福祉資金貸付事業については、合併時に再編する。5 商工業後継者結婚祝金事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。6 中小企業退職金共済制度奨励事業及び勤労者生活資金貸付基金については、合併時に廃止する。7 消費者相談事業については、合併時に再編する。8 消費生活モニターについては、合併時に廃止する。9 観光イベント事業については、新町において調整する。10 観光施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

協議第25号

学校教育関係事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-19 学校教育関係事業の取扱い
<ol style="list-style-type: none">1 小学校及び中学校の通学区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。2 特認校については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。3 スクールバス運行事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、住民利用については、新町において調整する。4 高度へき地に係る助成事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。5 要保護・準要保護児童生徒の就学援助事業については、幕別町及び忠類村の例により、合併する年度の翌年度に統合する。6 特殊教育に係る就学奨励事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。7 公立幼稚園については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、新町において調整する。8 私立幼稚園就園奨励費補助事業については、幕別町及び更別村の例により、合併時に統合する。9 私立幼稚園入園料及び保育料補助事業については、合併時に再編する。10 学校給食については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、給食費、会計方式及び給食形態については、新町において調整する。	

協議第26号

社会教育関係事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-20 社会教育関係事業の取扱い
<ol style="list-style-type: none">1 生涯学習推進計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。2 成人式については、新町において調整する。3 高齢者学級については、新町において調整する。4 町村指定文化財については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。5 図書館(室)については、幕別町図書館を新町の本館とし、札内分館並びに更別村及び忠類村の各図書室をそれぞれ分館とする。6 移動図書館については、合併時に再編する。7 学校開放事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容及び許可対象については、新町において調整する。8 町村民体育祭については、事業のあり方について、合併時まで調整する。9 国際交流員については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、職務及び定員については、新町において調整する。10 スポーツ表彰及び文化表彰については、幕別町の例により、合併時に統合する。	

協議第27号

使用料・手数料等の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	16 使用料・手数料等の取扱い
	<p>1 使用料については、次のとおり取り扱うものとする。ただし、新町における住民の一体性を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平の原則から、適正な料金並びに減免規定のあり方について、新町において引き続き検討する。</p> <p>(1) 施設使用料については、施設の内容及び建設年度が異なることなどから、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、統一するよう調整する。</p> <p>(2) 公営住宅使用料及び特定公共賃貸住宅使用料については、家賃の算定方法について、合併時まで再編する。</p> <p>(3) 占用料、行政財産使用料については、幕別町の例により、合併時に統一する。</p> <p>(4) 土木用機械使用料については、合併時に廃止する。</p> <p>(5) 町営バス使用料については、合併時まで調整する。</p> <p>(6) 幼稚園使用料については、現行のとおりとする。</p> <p>2 手数料については、合併時に統一する。</p>